

議第53号

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例

草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第4条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、別表第1の隣保館の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる業務
- (2) 隣保館の利用に関する業務
- (3) 隣保館の施設および設備の維持管理に関する業務

2 第7条、第8条および第12条の規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。

この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（開館時間等）

第5条 隣保館の開館時間および休館日は、規則で定める。

別表第2中「第7条」を「第9条」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。